

福井県難聴児支援指導員派遣事業委託業務に係る企画提案募集要領

1 目的

この事業は「福井県難聴児支援指導員派遣事業委託業務」を実施することにより、在宅の難聴児およびその家族等に対し、発達段階に応じた療育を受けながら難聴児が本来持つ力を生かして、日常生活や集団生活に必要な療育を地域において受けることができるよう支援することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

福井県難聴児支援指導員派遣事業委託業務

(2) 業務内容

福井県難聴児支援指導員派遣事業仕様書（以下、仕様書）のとおり

(3) 委託契約金額の上限

3,922,510円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年度以降においては、令和8年度の実績を踏まえたうえで、令和10年度までを目安に同じ業者に委託予定（ただし、令和9年度以降各年度の当初予算発効時において確定）

3 応募資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと
- (2) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (3) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 福井県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税の未納がないこと
- (5) 消費税および地方消費税の未納がないこと
- (6) 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること
 - (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと
- (8) 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反

- して処罰等を受けていないこと
 (9) 福井県から訴えを提起されていないこと
 (10) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

4 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

(1) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年3月9日（月）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「8 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式第1号） (2) 企画提案参加資格誓約書（様式第2号） (3) 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） (4) 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し (5) 福井県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税の滞納がない旨の証明書（2か月以内に発行されたものに限る） (6) 申請日から2か月以内に発行された地方消費税および法人税の納税証明書 (7) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し (8) 役員等名簿（様式第4号）
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

(2) 応募資格審査の結果通知

上記（2）により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年3月10日（火）までに通知する。

5 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式第3号）により、令和8年3月9日（月）までに福井県障がい福祉課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年3月10日（火）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

6 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年3月16日（月）17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「8 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	企画提案書（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可）） ※ 記載事項については別紙1「企画提案書記載項目」と相対できるよう整理して記載してください。
⑤ 提出部数	正本1部、副本4部（紙ベースで提出してください。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。

7 委託先候補者の選定等

(1) 選定方法

福井県難聴児支援指導員派遣事業委託業務選定審査会（以下「審査会」という。）において書面による審査を実施する。

(2) 審査方法

別表「企画提案書審査基準」に基づき、各審査委員の配点の合計点が最高点となった者を委託先候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

8 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部障がい福祉課 地域生活支援室

電話 0776-20-0338

FAX 0776-20-0639

電子メール syogai@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）

(別表) 企画提案書審査基準

評価項目	審査基準等
1 業務実施体制	受託業務を適正に遂行する望ましい資格、知識、経験を持つ人材が確保されているか。
	難聴児支援にかかる体制が確保されているか。
2 業務内容	職員派遣を行い実施する難聴児支援の支援内容は効果的なものであるか。
	難聴児支援にかかる人材養成事業（研修会の開催等）の内容は効果的なものであるか。
3 見積金額・経費	経費の内訳が明確であり、妥当性があるか。

企画提案書記載項目

企画提案書には以下の項目について具体的に記載すること。なお、様式は任意とするが、様式サイズはA4とし、次の1から4を一体として綴ること。

1 企画提案の内容

仕様書及び評価基準を参考の上、次の事項について記載した企画提案書を作成すること。

(1) 実施方針

本業務実施にあたっての考え方や実施方針のポイント等を記載すること。

(2) 業務内容

「福井県難聴児支援指導員派遣事業仕様書」の2に記載する次の業務についてそれぞれ、具体的な業務の進め方や効果的な支援について詳しく記載すること。

以下、「福井県難聴児支援指導員派遣事業仕様書」抜粋。

①職員の派遣（児童発達支援事業所等）

児童発達支援事業所等の要請に応じ、技術指導等を行う職員（以下、職員という。）を児童発達支援事業所等に派遣し、児童発達支援事業所等における難聴児およびその保護者等に対する個別および集団療育の実施、保育所等訪問支援への同行、難聴児療育に係る専門性向上、ならびに関係機関と円滑に連携する体制の構築に資する。派遣の実施にあたっては、以下のとおり実施する。

- 一 派遣要請等の受付窓口となり事前に県と協議の上、3か月を目安とした派遣計画を立てる。
- 二 派遣の継続にあたってはその必要性について十分に検討し、他の児童発達支援事業所等との公平性の観点から慎重に判断する。
- 三 1事業所につき3か月を目安として、年間で4事業所程度に技術指導を実施する。

②職員の派遣（保育所等）

保育所等の要請に応じ、職員を保育所等に派遣し、保育所等における難聴児およびその保護者等に対する個別および集団療育の実施、難聴児療育に係る専門性向上、ならびに関係機関と円滑に連携する体制の構築に資する。派遣の実施にあたっては、保育所等1ヶ所あたり年2回を目安とするが、実際の派遣回数については、必要性を検討し、回数の増減を可能とする。

③ろう学校等との連携した指導等

ろう学校等と連携して児童発達支援事業所等を対象とした見学会や学習会を開催する。また当事業の実施にあたっては、ろう学校等に児童発達支援事業所等の指導に係る情報共有や指導方針について相談し、児童発達支援事業所等のニーズに合った手段で事業を運用する。

④研修や実践報告会の開催

難聴児支援に関する市町の保健師向けの研修会や児童発達支援事業所や保育所等を対象とした難聴児支援者向けの研修等を開催する。

⑤その他

県や市町等からの要請に応じ、福井県聴覚障がい児支援連携協議会や市町の自立支援協議会その他協議会に職員を出席させ、当事業に対する意見等について県や市町等と協議の上、運用するよう努める。

（3）実施体制

責任者、各業務の担当者等の構成、役割分担、人数、業務従事予定者の略歴（氏名・役職、本業務に関するこれまでの経験）等について体制図を用いて、責任者等を具体的に記載すること。

また、これまでの実績やノウハウ、知識など、提案内容の実現可能性が判断できるよう記載すること。

また、個人情報取扱体制についても記載すること。

2 業務委託見積書

当業務に係る所要経費を全て見積もること。また、委託契約全額を上限として、見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

3 事業計画

契約からの年間計画が分かるようにすること。